

株 主 各 位

東京都港区北青山三丁目3番11号
モーションビート株式会社
取締役兼代表執行役社長 金子 陽三

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権をご行使いただけますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年12月5日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年12月6日（木曜日）午後1時
2. 場 所 東京都渋谷区神宮前5-53-1
こどもの城1001研修室

（開催時刻及び開催場所が前回と異なっております。お越しの際には末尾の臨時株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

3. 目的事項 決議事項 議 案

- | | |
|-------|----------------------|
| 第1号議案 | 株式会社スパイアとの吸収合併契約承認の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役報酬額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査役報酬額決定の件 |

4. インターネット開示についてのご案内

当社は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、提供書面のうち株主総会参考書類 第1号議案3（3）①「スパイアの最終事業年度に係る計算書類等の内容」を当社ウェブサイト（<http://www.motionbeat.com/jp/ir/library/meeting/>）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.motionbeat.com/>) にて、掲載させていただきます。

また、株主様の代理人によるご出席の場合は、議決権を有する株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 株式会社スパイアとの吸収合併契約承認の件

#### 1. 吸収合併を行う理由

モーションビート株式会社（以下「当社」という。）は、モバイル広告を中心にインターネット関連事業を展開しており、広告を出稿する広告主から、広告を表示するメディアまでワンストップのサービスを提供しております。従来よりモバイル広告事業に特化して事業を行っており、フィーチャーフォン広告市場において広告代理事業及びアドネットワーク事業（注1）を展開してまいりましたが、昨今の急激なスマートフォンの普及と、それに伴うスマートフォン広告市場の拡大及びフィーチャーフォン広告市場の縮小を背景として、従来のフィーチャーフォン向け広告事業からスマートフォン向け広告プラットフォーム事業（注2）への転換を推進しております。2011年9月にサービスを開始したメディア（媒体社）向けスマートフォン特化型広告プラットフォーム「AdStir（アドステア）」は登録メディアが2,000件を超え、順調に推移しております。また、2012年4月には、広告主向けのスマートフォン特化型広告管理システム「Bypass（バイパス）」の提供を開始し、100社を超える広告主にご利用いただいております。

更に、現在スマートフォン広告市場において、その成長が一番期待されている広告のオークションシステム RTB（Real Time Biddingの略）を2012年4月に国内で初めて提供を開始し、各社との連携を進めながらその規模を拡大いたしております。

株式会社スパイア（以下「スパイア」という。）は、スマートフォンアプリを自社開発しユーザーに提供するスマートフォンメディア事業と、アドテクノロジー関連ツールを駆使し最適な広告運用を行うトレーディングデスク事業（注3）を注力事業としております（なお、従来展開していたモバイルメディアレップ事業については、2012年10月1日に事業譲渡を行いました。）。

スマートフォンメディア事業においては、iPhoneアプリケーション「Discodeer（ディスコディア）」が2011年12月14日にサービス開始（AppStoreランキングでミュージックカテゴリ無料1位／総合無料2位）、本年10月14日現在約146万ダウンロードを記録する大ヒットとなりました。また、同「CocoPPa（ココッパ）」を2012年7月19日にサービス開始（AppStoreランキングでライフスタイルカテゴリ無料1位／総合無料7位）、本年10月14日現在で既に約38万ダウンロードを記録するヒットアプリとなっています。「CocoPPa」は、タイや台湾でも多くダウンロードされ、ユーザーから支持されています。

トレーディングデスク事業においては、ディスプレイ広告における広告配信技術（アドテクノロジー）の進化に伴い、アドテクノロジー関連ツールを駆使して最適な広告運用を行うトレーディングデスク事業のニーズが高まっていることか

ら、同事業にいち早く着手・注力しております。

- (注) 1 アドネットワーク事業とは、複数の媒体社のサイト（ページ）を広告配信対象としてネットワーク化し、複数のサイトへの広告配信を一括して行うことを可能にすることで、クライアントから広告を受注する事業です。
- 2 広告プラットフォーム事業とは、自社開発の広告取引管理システム（インターネット広告の入稿・効果測定・オークション（RTB）経由の買付等を一元管理できるシステム）をクライアントである広告主に提供する事業です。
- 3 トレーディングデスク事業とは、オークション（RTB）経由のインターネット広告取引など、広告主が広告効果を上げるために行う広告運用を代行する事業です。旧来の広告代理事業に最新のアドテクノロジーを導入することで、より緻密な効果測定、改善運用を行い広告効果を上げることを目的としております。

(参考) 両社の主な事業

| 当社                                 | スパイア                               |
|------------------------------------|------------------------------------|
| 広告プラットフォーム事業                       | トレーディングデスク事業                       |
| 広告代理事業                             | 広告代理事業                             |
| アドネットワーク事業                         | アドネットワーク事業                         |
| メディア事業<br>(特にスマートフォンメディア事業<br>に注力) | メディア事業<br>(特にスマートフォンメディア事業<br>に注力) |
| SEO事業                              | リサーチ事業                             |
| 投資・インキュベーション事業                     | スポーツマーケティング事業                      |

当社及びスパイアは、デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社（以下「DAC」という。）を共通の親会社とするグループ会社であり、これまで当社はモバイル広告代理事業、スパイアはモバイルメディアレップ事業を中心に事業展開してまいりましたが、昨今の市場環境の大きな変化に伴い、新たな事業として当社は広告プラットフォーム事業に、スパイアはトレーディングデスク事業及びスマートフォンメディア事業に注力し、事業展開してきております。

現在、モバイル広告市場においてはフィーチャーフォン広告からスマートフォン広告へと広告出稿が急激にシフトしてきており、またスマートフォンメディア市場は、フィーチャーフォンを主なデバイスとして事業展開してきた事業者が一斉にスマートフォンへシフトしてきていることで、今後、両市場においては更なる収益機会の拡大と共に新規参入業者の増加により厳しい競争となることが予想されます。

このような外部環境の中、両社は、この変化の激しいスマートフォン広告・スマートフォンメディア市場において、今はまさに攻めるべき両市場の立ち上がりの時期であるという認識と、両市場においてリーディングポジションを獲得したいという思いが一致し、両社が合併することによって、規模の拡大、成長スピードの加速、技術力・ノウハウが融合し、同市場での競争力を更に高めることができると確信し、合併という結論に至りました。

具体的には、本件合併により以下の3つの事業をコア事業として打ち立て、それぞれの事業が持つ強みを融合させることで、スマートフォンマーケティング市場においてNo.1の存在となるべく事業展開していく方針であります。

#### (1) トレーディングデスク事業

スパイアの展開するトレーディングデスク事業に、当社がこれまでモバイル広告事業で培ってきた運用ノウハウと技術力を融合させることで、スマートフォン広告の運用に強みを持ったトレーディングデスク事業として展開する方針であります。

#### (2) 広告プラットフォーム事業

当社が展開する広告プラットフォーム事業に、上記トレーディングデスク事業の運用ノウハウと、スパイアが展開するアドネットワーク事業を融合させることで、顧客、媒体、運用、そして開発基盤を強化できると考えており、これらの施策によって、広告プラットフォーム市場におけるリーディングポジションの獲得を目指す方針であります。

#### (3) スマートフォンメディア事業

当社及びスパイアがそれぞれ独自に事業展開しておりましたが、双方がスマートフォンメディアの領域で培ってきたノウハウを融合し、また双方の開発人員が合流することで、より強力なサービス開発力を持つ事業部門に変わると考えております。また、自社メディアを育成し、トレーディングデスク事業及び広告プラットフォーム事業と密接に連携させることで、広告主とユーザーの両方を自社で抱えることができ、全社ベースでの利益率の向上に貢献するものと考えております。

上記3つのコア事業の領域において、本件合併後の新会社は、「スマートフォンマーケティングの領域でNo.1になる」ことを掲げ、市場でのリーディングポジションを獲得すべく事業展開をしていく所存であります。

## 2. 吸収合併契約の内容

### 合 併 契 約 書 (写)

モーションビート株式会社（以下「甲」という）及び株式会社スパイア（以下「乙」という）は以下の条件で合併するものとして、合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

#### 第1条（吸収合併）

- 1 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併し（以下「本合併」という）、甲が乙の権利義務の全部を承継する。
- 2 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。
  - (1) 吸収合併存続会社  
商号：モーションビート株式会社  
住所：東京都港区北青山三丁目3番11号
  - (2) 吸収合併消滅会社  
商号：株式会社スパイア  
住所：東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号
- 3 本合併後の吸収合併存続会社の商号及び住所は、以下のとおりとする。  
商号：ユナイテッド株式会社  
住所：東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号

#### 第2条（乙の株主・新株予約権者への割当交付）

- 1 甲は、合併に際して乙の株主に対して交付する株式に甲が保有する自己株式57株を充当し、また、甲の普通株式9,059,092株を新規に発行し、本合併の効力発生日前日の最終の乙の株主名簿に記載された株主（甲及び乙の所有株式を除く。以下同じ）に対し、その所有する乙の株式1株につき、甲の株式0.5株の割合をもって割当交付する。
- 2 甲は、本合併の効力発生日前日の最終の乙の新株予約権原簿に記載された新株予約権者（甲及び乙の所有新株予約権を除く。以下同じ）に対し、その所有する新株予約権1個につき、別紙1の表に従った種類及び個数の甲の新株予約権を割当交付する。

#### 第3条（合併後の資本金等）

本合併により増加すべき甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額等に関する事項は、次のとおりとする。

- ① 資本金 増加しない
  - ② 資本準備金 増加しない
  - ③ 利益準備金 増加しない
  - ④ その他資本剰余金 会社計算規則に従い甲が定める
- 2 前項の資本金、資本準備金及び利益準備金は、甲乙協議の上、本合併の効力発生日における甲及び乙の資産状態により変更することができる。

#### 第4条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、平成24年12月30日とする（以下「効力発生日」という）。

#### 第5条（合併契約書の承認）

甲及び乙は、本契約書につき承認を得るため、平成24年12月6日に臨時株主総会を招集するものとする。

#### 第6条（財産の承継）

- 1 乙は、それぞれ甲の承認を得た平成24年6月30日現在の会計帳簿・貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した一切の資産、負債および権利義務を効力発生日において甲に引継ぐものとする。
- 2 乙は、前項に掲げる平成24年6月30日以後から効力発生日に至る間に生じた資産、負債の変動については、これを別に計算書を添付して、その内容を甲に対し、明示するものとする。

#### 第7条（解散費用）

本合併後における乙の解散に要する費用は、すべて甲の負担とする。

#### 第8条（信義誠実）

本契約に規定のない事項または本契約の規定の解釈に疑義が生じた事項については、当事会社間で誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

以上の本契約を証するため、本書原本1通を作成し、各当事会社が署名または記名捺印の上、甲が原本を保管し、乙はその写し1通を保有する。

平成24年10月17日

甲 東京都港区北青山三丁目3番11号  
モーシオンビート株式会社  
代表執行役社長 金子 陽三 ㊟

乙 東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号  
株式会社スパイア  
代表取締役社長 早川 与規 ㊟

## 別紙 1

### 本合併に係る新株予約権の割当の内容

|                  | スパイア（消滅会社）<br>の新株予約権 | モーシオンビート（ユナイテッド）<br>（存続会社）の新株予約権 |
|------------------|----------------------|----------------------------------|
| 本合併に係る<br>割当ての内容 | 第3回新株予約権 1個          | 別紙2に規定するユナイテッド<br>第11回新株予約権 1個   |
|                  | 第4回新株予約権 1個          | 別紙3に規定するユナイテッド<br>第12回新株予約権 1個   |
|                  | 第5回新株予約権 1個          | 別紙4に規定するユナイテッド<br>第13回新株予約権 1個   |
|                  | 第6回新株予約権 1個          | 別紙5に規定するユナイテッド<br>第14回新株予約権 1個   |
|                  | 第7回新株予約権 1個          | 別紙6に規定するユナイテッド<br>第15回新株予約権 1個   |
|                  | 第8回新株予約権 1個          | 別紙7に規定するユナイテッド<br>第16回新株予約権 1個   |

## 別紙 2

### ユナイテッド株式会社第11回新株予約権の発行要項

#### 1. 新株予約権の名称

ユナイテッド株式会社第11回新株予約権

#### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個につき当社普通株式 50株

なお、当社が当社の普通株式につき分割または併合をおこなう場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についておこなわれ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

3. 発行する新株予約権の総数 株式会社スパイアの発行する第3回新株予約権1個に対し1個（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は50株。ただし、上記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

4. 新株予約権の割当日 平成24年12月30日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各新株予約権の行使により交付する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、1,416円とする。

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価額で普通株式を発行（新株予約権の行使の場合を除く）または、自己株式（普通株式に限る。）を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合をおこなう場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

さらに、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

6. 新株予約権の権利行使期間

平成24年12月30日から平成26年12月31日まで

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 8. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

#### 9. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職の場合はこの限りではない。
- ② その他の条件については、株式会社エルゴ・ブレインズと新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### 10. 新株予約権の取得事由及び条件

- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社の取締役会または取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が、前記9. ①に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当社の取締役会または取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### 11. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

#### 12. 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 13. 新株予約権の行使に際しての払込取扱場所

当社が別途指定する銀行口座に払込を行うものとする。

以 上

### 別紙 3

#### ユニテッド株式会社第12回新株予約権の発行要項

##### 1. 新株予約権の名称

ユニテッド株式会社第12回新株予約権

##### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個につき当社普通株式 239株

なお、当社が当社の普通株式につき分割または併合をおこなう場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についておこなわれ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

##### 3. 発行する新株予約権の総数 株式会社スパイアの発行する第 4 回新株予約権 1 個に対し 1 個（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は239株。ただし、上記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

##### 4. 新株予約権の割当日 平成24年12月30日

##### 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各新株予約権の行使により交付する株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、186円とする。

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価額で普通株式を発行（新株予約権の行使の場合を除く）または、自己株式（普通株式に限る。）を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合をおこなう場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

さらに、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

#### 6. 新株予約権の権利行使期間

平成24年12月30日から平成27年4月30日まで

#### 7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 8. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

#### 9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてが満たされた場合に、新株予約権を行使することができる。

- 1) 新株予約権者が、本新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、監査役、従業員、アルバイト及び出向者（以下、この五者を併せて「役員・社員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる者は、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った後も、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。

ア 当社又は当社の子会社の取締役又は監査役 任期満了による退任その他これに準ずる事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った者

イ 当社又は当社の子会社の従業員及びアルバイト 当社取締役会において正当な理由があると認めた者

ウ 当社又は当社の子会社の出向者 出向者たる地位を失った原因が当該出向者にある場合を除き出向元企業の従業員であることその他甲の取締役会において正当な理由があると認めた者

- 2) 新株予約権者が株式会社インタースパイアと新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める条件を満たしていること
- 3) 新株予約権の対象となる株式が取引所金融商品市場に上場していること

#### 10. 新株予約権の取得事由及び条件

- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社の取締役会または取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が、前記9. 1)から2)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当社の取締役会または取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### 11. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

#### 12. 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 13. 新株予約権の行使に際しての払込取扱場所

当社が別途指定する銀行口座に払込を行うものとする。

以 上

## 別紙 4

### ユニテッド株式会社第13回新株予約権の発行要項

#### 1. 新株予約権の名称

ユニテッド株式会社第13回新株予約権

#### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個につき当社普通株式 239株

なお、当社が当社の普通株式につき分割または併合をおこなう場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についておこなわれ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

#### 3. 発行する新株予約権の総数 株式会社スパイアの発行する第 5 回新株予約権 1 個に対し 1 個（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は239株。ただし、上記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

#### 4. 新株予約権の割当日 平成24年12月30日

#### 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各新株予約権の行使により交付する株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、232円とする。

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価額で普通株式を発行（新株予約権の行使の場合を除く）または、自己株式（普通株式に限る。）を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合をおこなう場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

さらに、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

#### 6. 新株予約権の権利行使期間

平成24年12月30日から平成28年12月31日まで

#### 7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 8. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

#### 9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてが満たされた場合に、新株予約権を行使することができる。

- 1) 新株予約権者が、本新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、監査役、従業員等（以下、この三者を併せて「役員・社員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる者は、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った後も、甲又は甲の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。
  - ア 当社又は当社の子会社の取締役又は監査役 任期満了による退任その他これに準ずる事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った者
  - イ 当社又は当社の子会社の従業員等 当社取締役会において正当な理由があると認めたる者
- 2) 新株予約権者が株式会社インタースパイアと新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める条件を満たしていること

3) 新株予約権の対象となる株式が取引所金融商品市場に上場していること

#### 10. 新株予約権の取得事由及び条件

- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社の取締役会または取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が、前記9. 1)から2)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当社の取締役会または取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### 11. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

#### 12. 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 13. 新株予約権の行使に際しての払込取扱場所

当社が別途指定する銀行口座に払込を行うものとする。

以 上

### 別紙5

#### ユニテッド株式会社第14回新株予約権の発行要項

##### 1. 新株予約権の名称

ユニテッド株式会社第14回新株予約権

##### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個につき当社普通株式 50株

なお、当社が当社の普通株式につき分割または併合をおこなう場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についておこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

3. 発行する新株予約権の総数 株式会社スパイアの発行する第6回新株予約権1個に対し1個（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は50株。ただし、上記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

4. 新株予約権の割当日 平成24年12月30日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各新株予約権の行使により交付する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、348円とする。

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価額で普通株式を発行（新株予約権の行使の場合を除く）または、自己株式（普通株式に限る。）を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合をおこなう場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

さらに、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

6. 新株予約権の権利行使期間

平成24年12月30日から平成27年5月12日まで

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 8. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

## 9. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社及び当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職の場合、その他取締役会決議をもって特に認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の質入その他処分及び相続は認めない。
- ③ その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、株式会社スパイアと新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## 10. 新株予約権の取得事由及び条件

- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社の取締役会または取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が、前記9. ①に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当社の取締役会または取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

## 11. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

## 12. 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 13. 新株予約権の行使に際しての払込取扱場所

当社が別途指定する銀行口座に払込を行うものとする。

以 上

## 別紙 6

### ユニテッド株式会社第15回新株予約権の発行要項

#### 1. 新株予約権の名称

ユニテッド株式会社第15回新株予約権

#### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個につき当社普通株式 50株

なお、当社が当社の普通株式につき分割または併合をおこなう場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についておこなわれ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

#### 3. 発行する新株予約権の総数 株式会社スパイアの発行する第 7 回新株予約権 1 個に対し 1 個（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は50株。ただし、上記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

#### 4. 新株予約権の割当日 平成24年12月30日

#### 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各新株予約権の行使により交付する株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、348円とする。

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価額で普通株式を発行（新株予約権の行使の場合を除く）または、自己株式（普通株式に限る。）を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合をおこなう場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

さらに、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

#### 6. 新株予約権の権利行使期間

平成24年12月30日から平成27年5月12日まで

#### 7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 8. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

#### 9. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社及び当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職の場合、その他取締役会決議をもって特に認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の質入その他処分及び相続は認めない。
- ③ その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、株式会社スパイアと新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## 10. 新株予約権の取得事由及び条件

- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社の取締役会または取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が、前記9. ①に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当社の取締役会または取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

## 11. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

## 12. 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 13. 新株予約権の行使に際しての払込取扱場所

当社が別途指定する銀行口座に払込を行うものとする。

以 上

## 別紙7

### ユニテッド株式会社第16回新株予約権の発行要項

#### 1. 新株予約権の名称

ユニテッド株式会社第16回新株予約権

#### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個につき当社普通株式 50株

なお、当社が当社の普通株式につき分割または併合をおこなう場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についておこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

3. 発行する新株予約権の総数 株式会社スパイアの発行する第8回新株予約権1個に対し1個（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は50株。ただし、上記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

4. 新株予約権の割当日 平成24年12月30日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各新株予約権の行使により交付する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株数を乗じて得られる金額とする。

行使価額は、578円とする。

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価額で普通株式を発行（新株予約権の行使の場合を除く）または、自己株式（普通株式に限る。）を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合をおこなう場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

さらに、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

6. 新株予約権の権利行使期間

平成25年2月15日から平成28年2月14日まで

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 8. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

#### 9. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社及び当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職の場合、その他取締役会決議をもって特に認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の質入その他処分及び相続は認めない。
- ③ その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、株式会社スパイアと新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### 10. 新株予約権の取得事由及び条件

- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社の取締役会または取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が、前記9. ①に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当社の取締役会または取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### 11. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

#### 12. 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 13. 新株予約権の行使に際しての払込取扱場所

当社が別途指定する銀行口座に払込を行うものとする。

以 上

### 3. 会社法施行規則第191条各号に掲げる事項の内容の概要

#### (1) 合併対価の相当性に関する事項

##### ①割当の内容

本件合併において、効力発生日（平成24年12月30日）前日の最終のスパイアの株主名簿に記載又は記録された当社及びスパイアを除くスパイアの株主に対し、その所有するスパイアの普通株式1株につき当社の普通株式0.5株を割当てます。

なお、本件合併に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるスパイアの株主に対しては、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、その端数の合計数（その合計数が1に満たない場合は、これを切り捨てるものとする）に相当する当社の普通株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて該当株主に交付します。

##### ②合併に係る割当の内容の算定根拠等

###### イ. 算定の基礎

本件合併における合併比率（以下「本合併比率」）の決定にあたっては、その公正性・妥当性を確保するため、当社及びスパイアがそれぞれに独立した第三者算定機関に本合併比率の算定を依頼することとし、当社は株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」）を、スパイアはSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」）を、それぞれの第三者算定機関として選定し、合併比率算定書を受領しております。

なお、ブルータス及びSMBC日興証券のいずれも、両社、両社の共通する親会社であるDAC及び株式会社博報堂DYホールディングス（以下「博報堂DYホールディングス」）の関連当事者には該当せず、本件合併に関して重要な利害関係を有しません。

###### ロ. 算定の経緯

ブルータスは、当社について、同社が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）マザーズ市場に上場しており市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。またスパイアについても、同社が大阪証券取引所ジャスダック市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用しております。市場株価法においては、平成24年10月16日を評価基準日として、各取引所における両社の評価基準日終値、評価基準日以前直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の終値の平均値を基に、1株当たり株式価値を算定しております。なお、上記に加えて、当社が後述の「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表した翌営業日の平成24年10月10日以降評価基準日までの終値の平均値を基に、両社の1株当たりの株式価値を併せて算定しております。

更に、将来の事業活動を評価に反映させるため、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」）による算定を行っております。なお、DCF法による算定にあたり前提とした両社の事業計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度を含んでおります。当社については、平成25年3月期に、広告代理事業及びアドネットワーク事業におけるフィーチャーフォン広告売上高の

減少、また投資事業における営業投資有価証券売却収入の減少等による減益を見込んでいるものの（詳細につきましては、平成24年10月9日公表の「業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください）、今後スマートフォン市場でリーディングポジションを獲得することにより、平成26年3月期以降における収益の改善を予定していることによります。また、スパイアについては、平成24年12月期に、モバイルメディアレップ事業を譲渡したこと（当該事業を譲渡しなかった場合と比較し、当該事業の売上高が707百万円減少、営業利益が10百万円減少する見込みです）等による営業損益の減少を見込んでいるものの（詳細につきましては、平成24年5月30日公表の「モバイルメディアレップ事業の譲渡及び特別利益の計上に関するお知らせ」をご参照ください）、自社スマートフォンアプリケーションを中心としたスマートフォンメディア事業やアドテクノロジーを活用したデバイスフリーの広告代理事業といった、成長性と収益性の高い事業領域に集中することにより、平成25年12月期以降における収益の改善を予定していることによります。

また、DCF法による算定にあたり前提とした両社の事業計画には、本件合併による効果を見込んでおりません。

ブルータスによる本合併比率の算定結果の概要は、以下のとおりです（当社株式の1株当たり株式価値を1とした場合の各算定手法による評価レンジを記載しております）。

| 算定手法  | 合併比率の評価レンジ  |
|-------|-------------|
| 市場株価法 | 0.447～0.517 |
| DCF法  | 0.433～0.526 |

ブルータスは、本合併比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます）に関して独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、入手した財務予測については両社経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

ブルータスの算定は、平成24年10月16日までの上記情報等を反映したものであります。なお、ブルータスからは、本件合併における本合併比率が一定の前提条件のもとで支配株主等（東京証券取引所の有価証券上場規程第441条の2及び同施行規則第436条の3に定める「支配株主その他施行規則で定める者」をいいます）を除く当社の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

SMB C日興証券は、当社について、同社が東京証券取引所マザーズ市場に上場しており市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行い

ました。またスパイアについても、同社が大阪証券取引所ジャスダック市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用しております。なお、市場株価法においては、平成24年10月16日を評価基準日として、各取引所における両社の評価基準日以前直近1ヶ月、3ヶ月及び当社による「業績予想の修正に関するお知らせ」が公表された平成24年10月9日の翌営業日以降評価基準日までの終値の平均値を基に、1株当たり株式価値を算定しております。

また、市場株価法に加えて将来の事業活動を評価に反映させるため、DCF法による算定を行っております。なお、DCF法による算定にあたり前提とした両社の事業計画は、上記のとおり大幅な増減益を見込んでおります。

SMB C日興証券による本合併比率の算定結果の概要は、以下のとおりです（当社株式の1株当たり株式価値を1とした場合の各算定手法による評価レンジを記載しております）。

| 算定手法  | 合併比率の評価レンジ |
|-------|------------|
| 市場株価法 | 0.45～0.52  |
| DCF法  | 0.46～0.52  |

SMB C日興証券は、本合併比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、及び本合併比率の算定に重要な影響を与える事実でSMB C日興証券に対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます）について、個別の各資産及び各負債の評価及び分析を含め独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、かかる算定において参照した両社及びその関係会社の財務予測については、両社経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

SMB C日興証券の算定は、平成24年10月16日までの上記情報等を反映したものであります。なお、SMB C日興証券による本合併比率の算定は、本件合併における本合併比率の公正性についての意見（フェアネス・オピニオン）を表明するものではありません。

当社はブルータスによる本合併比率の算定結果を参考に、スパイアはSMB C日興証券による本合併比率の算定結果を参考に、またそれぞれ両社の財務状況や財務予測、両社の株価動向等の要因を勘案し、両社で協議を重ねた結果、最終的に上記本合併比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

#### ハ．算定期間との関係

ブルータス及びSMB C日興証券は、当社、スパイア、DAC又は博報堂DYホ

ールディングスの関連当事者に該当せず、本件合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

## ニ、上場廃止となる見込み及びその事由

本件合併は、当社とスパイアが合併することによって両社の強みを活かし、相乗効果を実現することを目的としており、スパイアの上場廃止を目的とするものではありませんが、本件合併は当社を吸収合併存続会社とする吸収合併の方式で行われることから、スパイアは大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、平成24年12月26日付で上場廃止となり、効力発生日である平成24年12月30日をもって解散する予定です。なお、上場廃止後は、大阪証券取引所においてスパイアの普通株式を取引できません。なお、当社は、本合併契約締結時点において、大阪証券取引所に上場申請を行う予定はありません。

スパイアの株式が上場廃止された後も、本件合併の対価である当社の普通株式は、東京証券取引所マザーズ市場に上場しておりますので、スパイアの普通株式の所有数に応じて一部の株主において単元未満株式の割当てのみを受けることとなるものの、1単元以上の当社の普通株式について、引き続き東京証券取引所マザーズ市場において取引機会が確保されております。

本件合併により、当社の単元未満株式を所有することとなる株主においては、東京証券取引所マザーズ市場において単元未満株式を売却することができませんが、単元未満株式の買い取り請求制度をご利用いただくことが可能です。

また、本件合併により相乗効果が実現され企業価値向上が図られた場合、今後当社の株式を保有することとなるスパイア株主を含め、全ての当社の株主の期待に応えることができるものと考えております。

## ホ、合併の公正性を担保するための措置

本合併比率の決定にあたっては、当社及びスパイアが共にDAC及び博報堂D Yホールディングスの連結子会社であり、本件合併が支配株主その他施行規則で定める者との取引等に該当することから、その公正性・妥当性を確保するため、両社は、それぞれ別個独立に第三者算定機関に本合併比率について算定を依頼し、その分析及び意見を参考として交渉・協議を行ったうえで、それぞれの取締役会において本件合併に関する諸条件について慎重に検討・決定いたしました。

なお、当社は、両社、DAC及び博報堂D Yホールディングスから独立したプルータータスから、本合併比率が支配株主等（東京証券取引所の有価証券上場規程第441条の2及び同施行規則第436条の3に定める「支配株主その他施行規則で定める者」をいいます）を除く当社の株主にとって財務的見地から妥当であることについての意見（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

また、スパイアは、両社、DAC及び博報堂D Yホールディングスから独立したリーガル・アドバイザーとして桃尾・松尾・難波法律事務所を選任し、本件合併に関する取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。なお、スパイアは、S M B C日興証券から本合併比率の公正性について意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

#### へ、利益相反を回避する措置

当社の取締役のうち、社外取締役である矢嶋弘毅氏は、スパイアの社外取締役を兼任しており本件合併に関与する立場にあります。よって利益相反回避の観点から、矢嶋氏は取締役会における本件合併に関する議案の審議にあたっては退席するとともに、採決にあたっては決議に参加せず、かつ本件合併に関する協議、交渉には参加しませんでした。本合併契約の承認決議は、取締役会の参加者により全会一致で採決されております。

スパイアの取締役のうち、社外取締役である矢嶋弘毅氏は、当社の社外取締役を兼任しており本件合併に関与する立場にあります。よって利益相反回避の観点から、矢嶋氏は取締役会における本件合併に関する議案の審議及び決議に参加せず、また本件合併に関する協議、交渉にも参加しませんでした。本合併契約の承認決議は、取締役会の参加者により全会一致で採決されております。

なお、当社は、両社、DAC及び博報堂D Yホールディングスから独立した第三者算定機関であるブルータスの合併比率算定書及び本合併比率が支配株主等（東京証券取引所の有価証券上場規程第441条の2及び同施行規則第436条の3に定める「支配株主その他施行規則で定める者」をいいます）を除く当社の株主にとって財務的見地から妥当であることについての意見（フェアネス・オピニオン）を入手しております。

スパイアは、両社、DAC及び博報堂D Yホールディングスから独立したリーガル・アドバイザーとして桃尾・松尾・難波法律事務所を選任し、本件合併に関する取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。また、スパイアは、平成24年10月16日に桃尾・松尾・難波法律事務所より、本件合併の目的はスパイアの企業価値向上の観点から検討されたものであり、その具体的な内容に鑑みても本件合併がスパイアの企業価値向上に資すると判断することが不合理なものではないこと、本件合併に係る交渉過程につき公正性に疑義を生じさせるような事実が見当たらないこと、本件合併に関する意見の決定過程は公正であること等の事情を総合的に検討した結果、本件合併を行う旨の意思決定を行うことが、少数株主にとって不利益なものではないとする意見書を受領しております。

以上から、当社は、本件合併における合併比率及び割当の内容は相当であると判断いたしました。

#### ③合併に伴う当社の資本金及び資本準備金の額に関する事項

本件合併による当社の資本金及び準備金の額は、下記のとおりです。下記の資本金及び準備金の額は、当社の財務状況、機動的な資本政策の遂行その他の諸事情を総合的に勘案した上で決定したものであり、相当であると判断いたしました。

- イ、増加する資本金の額 0円
- ロ、増加する資本準備金の額 0円
- ハ、増加する利益準備金の額 0円

## (2) 合併に係る新株予約権の定め相当性の相当性に関する事項

当社は本合併に際して、効力発生日直前時におけるスパイアの各新株予約権者に対して、以下記載のとおり当社新株予約権を割当交付します。割当交付する当社新株予約権の目的となる株式の数は、合併比率に準じて計算されており、相当であると考えられます。

|                           | スパイア（消滅会社）<br>の新株予約権            | 当社（ユナイテッド株式会社）<br>（存続会社）の新株予約権            |
|---------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------|
| 本件合併<br>に係る割<br>当ての内<br>容 | 第3回新株予約権 1個<br>(目的となる株式の数 100株) | ユナイテッド(株)第11回新株予約権 1個<br>(目的となる株式の数 50株)  |
|                           | 第4回新株予約権 1個<br>(目的となる株式の数 478株) | ユナイテッド(株)第12回新株予約権 1個<br>(目的となる株式の数 239株) |
|                           | 第5回新株予約権 1個<br>(目的となる株式の数 478株) | ユナイテッド(株)第13回新株予約権 1個<br>(目的となる株式の数 239株) |
|                           | 第6回新株予約権 1個<br>(目的となる株式の数 100株) | ユナイテッド(株)第14回新株予約権 1個<br>(目的となる株式の数 50株)  |
|                           | 第7回新株予約権 1個<br>(目的となる株式の数 100株) | ユナイテッド(株)第15回新株予約権 1個<br>(目的となる株式の数 50株)  |
|                           | 第8回新株予約権 1個<br>(目的となる株式の数 100株) | ユナイテッド(株)第16回新株予約権 1個<br>(目的となる株式の数 50株)  |

(注) 当社は平成24年12月30日付でユナイテッド株式会社に変更する予定であります。

## (3) 計算書類等に関する事項

### ①スパイアの最終事業年度に係る計算書類等の内容

法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.motionbeat.com/jp/ir/library/meeting/>)に開示しております。

### ②スパイアにおける最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

#### イ. 株式会社インターライドの吸収合併

スパイアは、平成24年10月1日、経営資源の集約と組織運営の効率化を図り、市場環境の変化に柔軟に対応できる体制を構築するため、完全子会社である株式会社インターライドを吸収合併により承継しました。

#### ロ. モバイルメディアレップ事業の譲渡

スパイアは、平成24年10月1日、事業領域の選択と集中を進め、成長性と収益性の高い事業領域に経営資源を集約するため、モバイルメディアレップ事業を吸収合併消滅会社の親会社であるDACに事業譲渡しました。

### ③当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

該当事項はございません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社を吸収合併存続会社、スパイアを吸収合併消滅会社として吸収合併を行うにあたり、以下の要領で当社定款の一部を変更するものであります。

なお、本定款変更の効力はいずれも、第1号議案が原案どおり承認され、本件合併の効力が発生することを条件として、本件合併の効力発生日（平成24年12月30日）に生ずるものであります。

- (1) 当社とスパイア双方が持つスマートフォン広告・スマートフォンメディア領域の強みを融合することで、本件合併後の新会社がスマートフォンマーケティング市場においてNo.1の存在となることを目指し、商号を新たにします。 (変更案第1条)
- (2) 合併当事者双方の事業内容を鑑み、目的事項を追加するため、所要の変更を行うものであります。 (変更案第2条)
- (3) 本件合併後の新会社が協力して事業を遂行することを目的として本店所在地を異動するものであります。 (変更案第3条)
- (4) 機関設計を見直し、委員会設置会社から監査役会設置会社へ移行するための所要の変更を行うものであります。 (変更案第4条、第10条、第11条、第14条、第21条、第23条、第26条、第28条乃至第36条、第39条)
- (5) 機動的な資本政策を図るため、自己の株式の取得を取締役会の決議により行うことを可能とする規定を新設するものであります。 (変更案第7条)
- (6) 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるための規定を定めるものであります。 (変更案第9条)
- (7) 経営体制の充実化に備えるため、取締役の員数を増員するものであります。 (変更案第18条)
- (8) 中長期的な計画に基づく事業展開により企業価値を高め株主利益を向上させるために、取締役として安定した職務遂行を果たす経営体制を構築する目的で任期を2年に変更するとともに、取締役の期差が生じないようにするため、任期を調整する規定を新設するものであります。 (変更案第20条)
- (9) 文言を一部追加し、意図を明確にするものであります。 (変更案第24条)
- (10) 社外取締役の責任限定契約につき、柔軟な報酬設定を行うため、一部条項の修正を行うものであります。 (変更案第27条)
- (11) (8)により剰余金の配当等の決定機関の定めを削除するに伴い、機動的な配当政策を遂行するための規定を定めるものであります。 (変更案第43条)
- (12) 配当事務の効率化を図るための規定を定めるものであります。 (変更案第44条)
- (13) その他、上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条 (商号)<br/>当会社は、<u>モーションビート株式会社</u>と称し、<br/>英文では <u>m o t i o n B E A T I n c .</u> と表示する。</p> <p>第2条 (目的)<br/>(条文省略)<br/>(1) 情報通信システムの企画、開発、設計及び運用<br/>(新設)</p> <p>(2) 情報処理サービス及び情報提供サービス業<br/>(新設)</p> <p>(3) コンピュータソフトウェアの設計・プログラム開発及び研究並びに技術提供及び保守業務に関する事業</p> <p>(4) コンピュータ機器及びその周辺機器・ソフトウェアの仕入れ及び販売、設置、保有、保守管理及び賃貸</p> <p>(5) インターネット等の通信手段を利用した通信販売業及び販売代理業</p> <p>(6) 古物販売業</p> <p>(7) 広告、宣伝並びに各種販売促進に関する企画、制作及び広告代理業<br/>(新設)</p> <p>(8) インターネット等のネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務代行の事業</p> <p>(9) インターネット等による販売者のクレジット等を利用した当事者確認の事務代行の事業</p> <p>(10) インターネットのホームページ企画、立案<br/>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>第1条 (商号)<br/>当会社は、<u>ユナイテッド株式会社</u>と称し、英文では <u>UNITED, Inc.</u> と表示する。</p> <p>第2条 (目的)<br/>(現行どおり)<br/>(1) 情報通信システムの企画、開発、設計及び運用<br/>(2) <u>新商品開発、企画、立案、並びに販売、調査の受託</u><br/>(3) <u>インターネット及び携帯電話通信網での情報処理サービス及び情報提供サービス業</u><br/>(4) <u>インターネット及び携帯電話通信網での広告並びに情報収集、処理業務</u><br/>(5) <u>コンピュータソフトウェアの設計・プログラム開発及び研究並びに技術提供及び保守業務に関する事業</u><br/>(6) <u>コンピュータ機器及びその周辺機器・ソフトウェアの仕入れ、開発、販売、設置、保有、保守管理及び賃貸</u><br/>(7) <u>インターネット及び携帯電話通信網の通信手段を利用した通信販売業、販売代理業、情報提供業務</u><br/>(8) <u>古物営業法に基づく古物販売業</u><br/>(9) <u>広告、宣伝並びに各種販売促進に関する企画、制作及び広告代理業</u><br/>(10) <u>インターネット及び携帯電話通信網を利用した情報システム、通信ネットワーク、データベースの企画、開発、設計、管理、技術提供及び運用に関するコンサルタント</u><br/>(11) <u>インターネット及び携帯電話通信網を利用した市場調査の企画、実施、コンサルタント</u><br/>(12) <u>インターネット及び携帯電話通信網のネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務代行の事業</u><br/>(13) <u>インターネット及び携帯電話通信網による販売者のクレジット等を利用した当事者確認の事務代行の事業</u><br/>(14) <u>インターネット及び携帯電話通信網のホームページ企画、立案、制作</u><br/>(15) <u>デジタルコンテンツの企画、制作、配信及び販売</u><br/>(16) <u>各種音声、映像ソフトウェアの企画、制作、販売</u><br/>(17) <u>プロモーションビデオ等の映像の企画、制作、販売</u><br/>(18) <u>グラフィックデザイン及び商業デザインの企画、制作</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>〈新設〉<br/>           〈新設〉<br/>           〈新設〉<br/>           〈新設〉<br/>           (11) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務<br/>           (12) 有価証券の投資業務<br/>           (13) 会社の合併並びに技術、販売、製造等の提携の斡旋<br/>           (14) 経営コンサルティング業<br/>           〈新設〉<br/>           (15) 講演会、講習会、セミナー等の企画、運営及び開催<br/>           (16) イベントの企画・立案並びに運営<br/>           (17) 工業所有権の取得、貸与及び管理</p> <p>(18) 不動産の賃貸、管理及び仲介<br/>           (19) 有料職業紹介事業<br/>           (20) 労働者派遣事業<br/>           (21) 投資事業組合財産の運用及び管理<br/>           (22) 各種出版物の企画、制作、翻訳、発行並びに販売<br/>           (23) 金銭貸付業<br/>           (24) 投資顧問業</p> <p>2. 〈条文省略〉</p> <p>第3条（本店の所在地）<br/>           当会社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>第4条（機関）<br/>           当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br/>           (1) 取締役会<br/>           (2) 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会<br/>           (以下「各委員会」という。)<br/>           (3) 執行役<br/>           (4) 会計監査人</p> <p>第5条～第6条 〈条文省略〉</p> <p>〈新設〉</p> <p>第7条 〈条文省略〉</p> <p>〈新設〉</p> | <p>(19) 各種マーケティング業務<br/>           (20) 電気通信事業<br/>           (21) 一般雑貨の販売業務並びに委託<br/>           (22) 酒類の販売<br/>           (23) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務<br/>           (24) 有価証券の投資業務<br/>           (25) 会社の合併並びに技術、販売、製造等の提携の斡旋<br/>           (26) 経営コンサルティング業<br/>           (27) 国内外投資先の斡旋及び仲介業務<br/>           (28) 講演会、講習会、セミナー等の企画、運営及び開催<br/>           (29) イベントの企画・立案並びに運営<br/>           (30) 産業財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、貸与及び管理</p> <p>(31) 不動産の賃貸、管理及び仲介<br/>           (32) 有料職業紹介事業<br/>           (33) 労働者派遣事業<br/>           (34) 投資事業組合財産の運用及び管理<br/>           (35) 各種出版物の企画、制作、翻訳、発行並びに販売<br/>           (36) 金銭貸付業<br/>           (37) 投資顧問業</p> <p>2. 〈現行どおり〉</p> <p>第3条（本店の所在地）<br/>           当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p> <p>第4条（機関）<br/>           当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br/>           (1) 取締役会<br/>           (2) 監査役<br/>           (3) 監査役会<br/>           (4) 会計監査人</p> <p>第5条～第6条 〈現行どおり〉</p> <p>第7条（自己株式の取得）<br/> <u>当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条 〈現行どおり〉</p> <p>第9条（単元未満株式についての権利）<br/> <u>当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u><br/>           (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利<br/>           (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第8条（株主名簿管理人）<br/>（条文省略）<br/>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役の決議によって選定する。</u></p> <p>第9条（株式取扱規則）<br/>当会社の株主権行使その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第10条～第11条（条文省略）</p> <p>第12条（招集権者及び議長）<br/>（条文省略）<br/>2. 株主総会の議長は、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が議長を務める。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役又は執行役が議長を務める。</u></p> <p>第13条～第15条（条文省略）</p> <p>第16条（取締役の員数）<br/>当会社の取締役は<u>9名以内とする。</u></p> <p>第17条（条文省略）</p> <p>第18条（取締役の任期）<br/>取締役の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第19条（条文省略）</p> <p>第20条（取締役会の招集通知）<br/>取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに各取締役に対して通知するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第21条（取締役会の決議の省略）<br/>当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、<u>取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> | <p>（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第10条（株主名簿管理人）<br/>（現行どおり）<br/>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>第11条（株式取扱規則）<br/>当会社の株主権行使その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、<u>取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第12条～第13条（現行どおり）</p> <p>第14条（招集権者及び議長）<br/>（条文省略）<br/>2. 株主総会の議長は、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が議長を務める。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長を務める。</u></p> <p>第15条～第17条（現行どおり）</p> <p>第18条（取締役の員数）<br/>当会社の取締役は<u>15名以内とする。</u></p> <p>第19条（現行どおり）</p> <p>第20条（取締役の任期）<br/>取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>2. 補欠として選任された取締役の任期は、<u>選任した取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条（代表取締役）<br/><u>当会社は、取締役会の決議をもって会社を代表する取締役若干名を定める。</u></p> <p>第22条（現行どおり）</p> <p>第23条（取締役会の招集通知）<br/>取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して通知するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第24条（取締役会の決議の省略）<br/>当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、<u>取締役会の決議の目的である事項につき取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第22条 (条文省略)</p> <p>第23条 (取締役の報酬等)<br/>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>報酬委員会の決議によって定める。</u></p> <p>第24条 (取締役の責任免除)<br/>(条文省略)<br/>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定められた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第25条 (委員会の員数等)<br/>各委員会は、それぞれ委員3名以上で組織するものとする。<br/>2. <u>各委員会の委員の過半数は、社外取締役とする。</u><br/>3. <u>監査委員会の委員は、当会社もしくは当会社の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)の執行役もしくは業務執行取締役又は当会社の子会社の会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)もしくは支配人その他の使用人でない者とする。</u></p> <p>第26条 (委員の選定方法)<br/>各委員会の委員は、<u>取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>第27条 (委員会の招集権者及び議長)<br/>委員会は、<u>当該委員会に属する各委員がこれを招集する。</u><br/>2. <u>委員会の議事進行に関しては、委員会においてあらかじめ指名された委員が議長となる。</u></p> <p>第28条 (その他の委員会)<br/>取締役会は、<u>その決議をもって第4条に規定する各委員会以外の委員会を置くことができる。</u><br/>2. <u>前項の委員会の組織、権限その他の事項については、取締役会においてこれを定めるものとする。</u><br/>3. <u>第1項の委員会は、第4条に規定する各委員会の法律上の権限を制限し、又は侵害することができない。</u></p> <p>第29条 (執行役の選任方法)<br/>執行役は、<u>取締役会の決議により選任する。</u></p> | <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>第26条 (取締役の報酬等)<br/>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第27条 (取締役の責任免除)<br/>(現行どおり)<br/>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変更案                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第30条（執行役の任期）<br/>執行役の任期は、選任後 1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</p> <p>第31条（代表執行役）<br/>取締役会は、執行役の中から代表執行役 1名以上を選定する。</p> <p>第32条（執行役の報酬等）<br/>執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。</p> <p>第33条（執行役の責任免除）<br/>当社は、会社法第4 2 6条第 1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> | <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>                                                                               |
| <p>（新設）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>第28条（監査役の員数）<br/>当社の監査役は、4名以内とする。</p>                                                                                      |
| <p>（新設）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>第29条（監査役の選任方法）<br/>監査役は、株主総会の決議によって選任する。<br/>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>       |
| <p>（新設）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>第30条（監査役の任期）<br/>監査役の任期は、選任後 4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> |
| <p>（新設）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>第31条（常勤の監査役）<br/>監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</p>                                                                              |
| <p>（新設）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>第32条（監査役会の招集通知）<br/>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>                                       |
| <p>（新設）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>第33条（監査役会の決議の方法）<br/>監査役会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>                                                             |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                     | <p><u>第34条（監査役会規程）</u><br/>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p><u>第35条（監査役の報酬等）</u><br/>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第36条（監査役の実任免除）</u><br/>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。<br/>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |
| <p>第34条～第35条（条文省略）</p> <p>第36条（会計監査人の報酬等）<br/>会計監査人の報酬等は、取締役が監査委員会の同意を得て定める。</p> <p>第37条～第38条（条文省略）</p> <p>第39条（剰余金の配当等の決定機関）<br/>当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に定める剰余金の配当等の事項を定め、株主総会の決議によらないものとする。</p> | <p>第37条～第38条（現行どおり）</p> <p>第39条（会計監査人の報酬等）<br/>会計監査人の報酬等は、取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第40条～第41条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p>                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>第40条（条文省略）</p> <p>(新設)</p> <p>第41条（配当金の除斥期間）<br/>(条文省略)<br/>(新設)</p> <p>(新設)</p>                                                                                                                     | <p>第42条（現行どおり）</p> <p>第43条（中間配当金）<br/>当社は、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第44条（配当金の除斥期間）<br/>(現行どおり)<br/>2. 未払の配当金には利息を付さない。</p> <p>附則<br/>第1条 本定款変更は、株式会社スパイアとの吸収合併の効力発生日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生日経過後これを削除する。</p>                                                                                                                                          |

### 第3号議案 取締役9名選任の件

当社は、第2号議案の定款一部変更の件が承認されることを条件として、平成24年12月30日をもって監査役会設置会社へ移行します。それに伴い、現在の取締役全員は任期満了となりますので、経営体制の充実化のため現在の取締役7名から2名増員し、取締役9名（うち社外取締役5名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | 早川 与規<br>(昭和44年9月2日生)  | 平成4年4月 株式会社博報堂入社<br>平成11年9月 株式会社サイバーエージェント常務取締役就任<br>平成11年11月 株式会社ネットプライス取締役就任<br>平成12年1月 株式会社サイバーエージェント取締役副社長兼COO就任<br>平成16年12月 株式会社インタースパイア設立<br>同社代表取締役社長CEO就任<br>平成18年10月 株式会社インターライド代表取締役社長就任<br>平成21年3月 株式会社スパイア代表取締役社長CEO就任（現任）<br>平成22年3月 株式会社インターナショナルマーケティング取締役就任（現任）                               | － 株            |
| 2     | 金子 陽三<br>(昭和51年7月31日生) | 平成11年4月 リーマンブラザーズ証券株式会社<br>東京支社入社<br>平成14年2月 株式会社アップステアーズ設立<br>同社代表取締役社長就任<br>平成16年12月 ネットエイジキャピタルパートナーズ株式会社（現当社）入社<br>同社取締役就任<br>平成18年2月 当社取締役就任（現任）<br>平成18年12月 当社取締役執行役COO就任<br>平成19年6月 当社取締役執行役COO就任<br>平成19年9月 ngi capital株式会社（現当社）代表取締役社長就任<br>平成21年2月 当社代表執行役社長就任（現任）<br>平成21年3月 株式会社フラクタリスト（現当社）取締役就任 | 24,400株        |
| 3     | 手嶋 浩己<br>(昭和51年7月20日生) | 平成11年4月 株式会社博報堂入社<br>平成17年4月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社入社<br>平成18年3月 株式会社インタースパイア代表取締役副社長兼COO就任<br>平成18年10月 株式会社インターライド取締役就任<br>平成20年6月 株式会社インタースパイア取締役副社長就任<br>平成21年3月 株式会社スパイア取締役就任（現任）<br>平成24年7月 同社メディアビジネスユニット長就任（現任）<br>平成24年7月 株式会社インターナショナル・スポーツ・マーケティング取締役就任（現任）                                      | － 株            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4     | 出岡 英俊<br>(昭和52年1月3日生) | 平成13年4月 株式会社アズジェント入社<br>平成16年5月 株式会社ネットエイジ入社<br>平成19年7月 ngi mobile株式会社(現当社)取締役就任<br>平成19年10月 株式会社フラクタリスト(現当社)取締役就任<br>平成22年10月 当社執行役(現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 57,600株        |
| 5     | 矢嶋 弘毅<br>(昭和36年3月9日生) | 昭和59年4月 株式会社博報堂入社<br>平成8年12月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社代表取締役社長就任(現任)<br>平成10年12月 株式会社サイバーウィング取締役就任(現任)<br>平成15年12月 株式会社ビデオリサーチインタラクティブ取締役就任(現任)<br>株式会社スパイスボックス取締役就任<br>平成17年3月 株式会社エルゴ・ブレインズ(現株式会社スパイア)取締役就任(現任)<br>平成17年10月 北京迪愛慈商務諮詢有限公司(現北京迪愛慈広告有限公司)董事長就任<br>平成20年6月 株式会社ブランドクロッシング取締役就任(現任)<br>平成20年7月 北京迪愛慈広告有限公司董事就任(現任)<br>平成21年6月 株式会社博報堂アイ・スタジオ取締役就任(現任)<br>平成21年12月 株式会社アイレップ取締役就任(現任)<br>平成23年6月 株式会社博報堂DYメディアパートナーズ取締役就任(現任)<br>平成23年7月 株式会社ネクスパス(現株式会社トーチライト)代表取締役CO-CEO就任<br>平成24年6月 当社非常勤取締役就任(現任) | 一株             |
| 6     | 島田 雅也<br>(昭和41年4月1日生) | 平成2年4月 株式会社博報堂入社<br>平成12年10月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社経営管理本部経営統括部長就任<br>平成14年2月 同社執行役員経営管理本部経営統括部長就任<br>平成16年12月 同社執行役員社長室長就任<br>株式会社アド・プロ代表取締役社長就任<br>平成17年12月 同社執行役員戦略統括本部長就任<br>平成18年2月 同社取締役戦略統括本部長就任<br>平成19年9月 同社取締役営業本部長就任<br>平成21年7月 株式会社レリバンシー・プラス取締役就任<br>平成23年6月 株式会社スパイスボックス取締役就任(現任)<br>平成23年12月 株式会社アイレップ取締役就任(現任)<br>平成24年4月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社取締役営業統括就任(現任)<br>平成24年6月 当社非常勤取締役就任(現任)                                                                                                       | 一株             |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 7         | 徳久 昭彦<br>(昭和37年8月21日生) | 昭和60年4月 株式会社東芝入社<br>平成12年10月 インフォ・アベニュー株式会社入社<br>平成13年5月 デジタル・アドバタイジング・コン<br>ソーシアム株式会社e-ビジネス本部<br>システムソリューション部長就任<br>平成14年2月 同社執行役員e-ビジネス本部長就任<br>平成15年12月 株式会社スパイスボックス取締役<br>平成18年2月 デジタル・アドバタイジング・コン<br>ソーシアム株式会社取締役 e-ビジ<br>ネス本部長就任<br>平成19年12月 株式会社アイメディアドライブ取締役就任<br>デジタルカタバルト株式会社取締役<br>就任 (現任)<br>平成21年6月 株式会社博報堂アイ・スタジオ取締<br>役就任 (現任)<br>平成22年9月 デジタル・アドバタイジング・コン<br>ソーシアム株式会社取締役 e-ビジ<br>ネス本部長兼FRUITS BEAR推進室長<br>就任<br>平成23年2月 株式会社プラットフォーム・ワン代表取締役社長就任 (現任)<br>平成23年4月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社取締役FRUITS BEAR推進室長就任<br>平成23年6月 株式会社メンバーズ取締役就任 (現任)<br>平成23年7月 株式会社ALBERT取締役就任 (現任)<br>平成23年12月 株式会社トーチライト取締役就任 (現任)<br>平成24年4月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社取締役 e-ビジネス統括就任 (現任)<br>平成24年6月 当社非常勤取締役就任 (現任) | 一 株               |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 8         | 大 塔 達 也<br>(昭和40年1月11日生) | <p>平成元年4月 株式会社リクルート入社</p> <p>平成13年10月 株式会社インベステック取締役CFO就任</p> <p>平成16年4月 株式会社エルゴ・ブレインズ(現株式会社スパイア)常務執行役員CFO就任</p> <p>平成17年10月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社入社</p> <p>平成17年12月 同社戦略統括本部副本部長就任</p> <p>平成18年2月 同社執行役員戦略統括本部副本部長就任</p> <p>平成19年9月 同社執行役員戦略統括本部部長就任</p> <p>平成20年2月 株式会社アド・プロ取締役就任</p> <p>平成20年8月 株式会社ADKインタラクティブ監査役就任</p> <p>平成21年2月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社取締役戦略統括本部長就任</p> <p>平成21年4月 北京迪愛慈広告有限公司董事就任</p> <p>平成21年7月 DACビジネスパートナーズ株式会社取締役就任(現任)</p> <p>平成22年11月 株式会社デジタルブティック取締役就任(現任)</p> <p>平成22年12月 株式会社アイレップ取締役就任</p> <p>平成24年1月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社取締役経営管理本部長兼戦略統括本部長就任</p> <p>平成24年3月 株式会社DACグループサービス取締役就任(現任)</p> <p>平成24年4月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社取締役経営管理・戦略統括兼戦略統括本部長就任(現任)</p> <p>平成24年6月 当社非常勤取締役就任(現任)</p> | 一 株               |
| 9         | 高 梨 秀 一<br>(昭和44年4月9日生)  | <p>平成2年4月 第一企画株式会社(現 株式会社アサツディ・ケイ)入社</p> <p>平成10年2月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社へ出向</p> <p>平成12年10月 同社へ転籍</p> <p>平成13年1月 同社営業本部第一営業部長就任</p> <p>平成17年12月 同社営業本部副本部長就任</p> <p>平成18年2月 同社執行役員 営業本部副本部長就任</p> <p>平成18年3月 株式会社スパイア取締役就任(現任)</p> <p>平成18年4月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社執行役員メディア本部長就任</p> <p>平成21年2月 同社取締役執行役員メディア本部長就任(現任)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 一 株               |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 矢嶋弘毅氏、島田雅也氏、徳久昭彦氏、大塔達也氏及び高梨秀一氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は下記のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由  
矢嶋弘毅氏、島田雅也氏、徳久昭彦氏、大塔達也氏及び高梨秀一氏の5氏は、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の取締役であり、経営者としてのインターネット広告ビジネスに関する経験と知見による当社の経営に対する助言・監督を期待するものであります。
- (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について  
矢嶋弘毅氏、島田雅也氏、徳久昭彦氏、大塔達也氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって約5ヶ月であります。
- (3) デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社は当社の特定関係事業者であり、矢嶋弘毅氏、島田雅也氏、徳久昭彦氏、大塔達也氏及び高梨秀一氏は同社の業務執行者であります。
- (4) 矢嶋弘毅氏、島田雅也氏、徳久昭彦氏、大塔達也氏及び高梨秀一氏は、当社の親会社であるデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社から取締役としての報酬を受けております。
- (5) 矢嶋弘毅氏、島田雅也氏、徳久昭彦氏、大塔達也氏及び高梨秀一氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- (6) 矢嶋弘毅氏、島田雅也氏、徳久昭彦氏、大塔達也氏及び高梨秀一氏は、過去2年間に合併、吸収合併、新設合併若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併直前に業務執行者であったことはありません。
- (7) 社外取締役との責任限定契約について  
当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。本総会において原案どおり選任された場合は、矢嶋弘毅氏、島田雅也氏、徳久昭彦氏、大塔達也氏及び高梨秀一氏との間で当該契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する。
  - ・上記損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。
- なお、上記契約内容は、第2号議案の定款一部変更の件が承認可決されることを条件といたします。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

当社は、第2号議案の定款一部変更の件が承認されることを条件として、平成24年12月30日をもって監査役会設置会社へ移行します。それに伴い、新たに監査役3名（うち社外監査役2名）の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | 山崎 滋<br>(昭和36年10月12日生) | 昭和59年4月 株式会社旭通信社（現 株式会社アサツデー・ケイ）入社<br>平成17年12月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社出向<br>平成20年6月 株式会社インタースパイア監査役就任<br>株式会社インターライド監査役就任<br>平成21年3月 株式会社スパイア監査役就任（現任）<br>平成22年3月 株式会社インターナショナル・スポーツ・マーケティング監査役就任（現任） | －株             |
| 2     | 石本 忠次<br>(昭48年10月9日生)  | 平成13年4月 株式会社ドクターネット財務担当取締役就任<br>平成14年10月 メンターキャピタル税務事務所所長就任（現任）<br>株式会社メンターキャピタルFAS代表取締役就任（現任）<br>平成17年1月 グッドマンジャパン株式会社監査役就任（現任）<br>平成21年12月 グロスポイント・アドバイザーズ株式会社監査役就任（現任）<br>平成23年1月 株式会社エニグモ監査役就任（現任）  | －株             |
| 3     | 大村 健<br>(昭和49年4月27日生)  | 平成11年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）<br>平成22年5月 株式会社パイブドビッツ監査役就任（現任）<br>平成22年8月 株式会社サクセスネットワークス（現 株式会社バタフライ）監査役就任（現任）<br>平成23年1月 フォーサイド総合法律事務所開設代表パートナー弁護士（現任）<br>平成23年5月 株式会社リアルワールド監査役就任（現任）                       | －株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 石本忠次氏及び大村健氏は社外監査役候補者であります。  
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由

石本忠次氏は財務に関する専門的な見識を、大村健氏は弁護士として企業法務に関する専門的な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (2) 石本忠次氏及び大村健氏は当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。  
(3) 石本忠次氏及び大村健氏は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。  
(4) 石本忠次氏及び大村健氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。  
(5) 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。本総会において原案どおり選任された場合は、石本忠次氏及び大村健氏との間で当該契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

・会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する。

・上記損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

なお、上記契約内容は、第2号議案の定款一部変更の件が承認可決されることを条件といたします。

#### 第5号議案 取締役報酬額決定の件

当社は、第2号議案の定款一部変更の件が原案どおり承認可決されることを条件として、委員会設置会社から監査役会設置会社へ移行することに伴い、取締役の報酬額についてお諮りするものであります。

報酬額につきましては年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）とさせていただきますと存じます。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

また、現在の取締役の員数は7名（うち社外取締役5名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役5名）となります。

#### 第6号議案 監査役報酬額決定の件

当社は、第2号議案の定款一部変更の件が原案どおり承認可決されることを条件として、委員会設置会社から監査役会設置会社へ移行することに伴い、監査役の報酬額についてお諮りするものであります。

報酬額につきましては年額50百万円以内とさせていただきますと存じます。

なお、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査役は3名（うち社外監査役2名）となります。

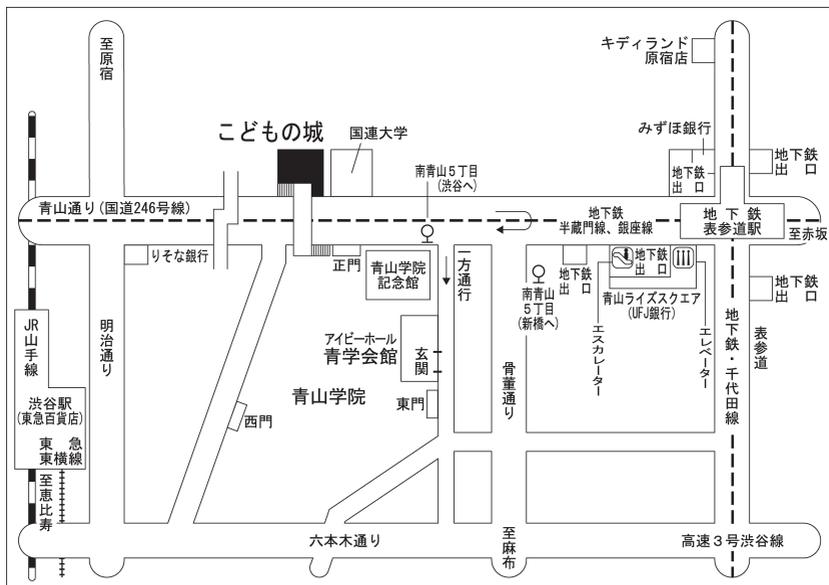
以上

# モーションビート株式会社 臨時株主総会 会場ご案内図

会場 東京都渋谷区神宮前5-53-1

こどもの城 1001研修室

電話 03-3797-5677



## ■交通のご案内

- 地下鉄・銀座線／半蔵門線／千代田線 表参道駅下車  
(B2出口より徒歩8分)
- JR山手線・埼京線／東急東横線・田園都市線／地下鉄・銀座線／  
半蔵門線／副都心線 渋谷駅下車  
(東口出口より徒歩10分)  
京王井の頭線 渋谷駅下車  
(中央口より徒歩10分)